

国民健康保険 税率等の改正 のお知らせ

今年度の国保税額は"7月中旬頃"に
発送する納税通知書でお知らせします！

国民健康保険税(国保税)については、現在は市町村ごとに税率等を
定めた上で賦課徴収を行っていますが、令和12年度までには北海道内
で統一保険税となる予定です。

令和8年度においては以下の通り税率等を改正するとともに、保険税
の統一に向け今後も段階的に改正する予定ですので、加入者の皆さまに
はご理解とご協力をお願いします。

統一保険税とは？

都道府県単位で国保税の
算定方式を統一するとさ
れ、同じ所得、年齢層、世
帯構成であれば、北海道内
どこの市町村でも同じ保険
税額となります。

『子ども・子育て支援金制度』開始について

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いた
だき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯
を社会全体で応援する仕組みです。

子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和8年度から新たに「子ども・
子育て支援納付金」の徴収が開始され、みなさんが加入する医療保険(健康保険、
国民健康保険など)の保険税(料)から負担していただくこととなります。

令和8年度の改正内容

1. 税率

	医療分 (加入者全員)		後期分 (加入者全員)		介護分 (40歳~64歳)		子ども支援分 (加入者全員)
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
所得割	6.9%	7.3%	3.1%		2.1%		0.29%
18歳以上 均等割	—	—	—	⇒ 変更なし	—	⇒ 変更なし	100円
均等割	22,400円	23,600円	10,000円		9,800円		1,000円
平等割	22,800円	24,000円	10,400円		7,800円		1,000円
賦課限度額	66万円	67万円	26万円		17万円		3万円

- ◆ 所得割：前年中の所得から加入者ごとに基礎控除(43万円)を差し引いた額×税率
- ◆ 18歳以上均等割：子育て世帯の支援制度の趣旨から、18歳未満被保険者の均等割額を10割軽減し、必要な財源を18歳以上の加入者で負担
- ◆ 均等割：世帯ごとの加入者人数×税額
- ◆ 平等割：1世帯当たりの税額
- ◆ 賦課限度額：1世帯における国保税の上限額(※国の制度改正に併せて実施)

2. 軽減判定基準

区分	令和7年度	令和8年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+(30万5千円×被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円×被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(56万円×被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円×被保険者等の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

- ◆ 世帯の合計所得額に基づき、上記区分により均等割額と平等割額の合計金額が軽減されます。

国保税は、3回に分けて納めていただきますが、3回での支払いが困難な場合はご相談に応じますので、お早めに
総務課税務担当までご連絡ください。なお、相談なく納期限までに納めていただけない場合には、給付の差し止めや、
いったん医療費を全額自己負担していただくなどの措置を講じる場合があります。

☎ 総務課税務担当 TEL 56-2121

林野火災の予防について

各地で林野火災による大きな被害が発生しており、占冠村でも火災予防の注意喚起を行
っています。

◆危険期間の設定について

北海道水産林務部作成の令和7年林野火災被害統計書(以下「統計書」)によると、直近
の過去10年(平成28年~令和7年)の月別出火件数では、4~6月の出火が全体の82.5%(全
体223件中184件)となっています。4~6月は乾燥や強風といった気象条件から火が燃え
広がりやすいため、林野火災が発生しやすい時期です。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年 ~令和7年	—	4件	7件	106件	59件	19件	11件	2件	8件	2件	2件	3件	223件

◆林野火災の出火原因について

統計書によると林野火災の出火原因は、そのほとんどが人為的な過失によるものと考え
られています。直近の過去10年ではごみ焼きによるものが80件と最も多く、次いでたばこ・
マッチが10件となっており、これらで全体の約4割を占めています。

	ごみ焼き	火遊び	たき火	たばこ マッチ	林業機械	落雷	その他	不明	計
平成28年 ~令和7年	80件	3件	2件	10件	1件	4件	36件	87件	223件

◆予防・啓発について

4月20日(月)、占冠村林野火災予消防対策協議会を開催し、
村内で作業される事業者や関係機関と林野火災の予防に向けた
対策を確認しました。

林野火災の予防には、一人一人が、林野火災の未然防止に
対する意識を高めるとともに、森林所有者はもとより地域が
一体となって、入林者に対する注意喚起や普及啓発活動など
に取り組むことが重要です。



☎ 農林課林業振興室 TEL 56-2174